Ⅰ 総　論

はじめに

平成１２（２０００）年に改定された社会福祉法では、地域福祉の推進が基本理念の一つとして掲げられ、市町村地域福祉計画の策定が明文化されました。

川崎市としては、「共に生き、共に手をつなぎ活力とうるおいのある地域づくり」を市民と行政が一緒に実施していくことを目指し、その基礎作りの第１歩として、平成１４年８月に川崎市地域福祉計画策定委員会を設置し、平成１６年３月に地域福祉計画の報告を受けました。

この地域福祉計画づくりの大きな特徴は、今までの行政計画と違い「市民の皆さんと一緒に」つくるという、ボトムアップを特徴とした計画にあります。全市レベルの計画づくりと同時に区レベルの計画づくりを「区民の皆さんと一緒に」進めました。

今回の計画づくりを契機に、地域福祉を推進するために“地域の力”をどのように引き出せるか、市民の皆さんと一緒に「活力とうるおいのある地域づくり」を目指して行きたいと考えております。

今後、新たに策定される総合計画との整合性を図り、「川崎市地域福祉計画」を推進してまいります。

本書の中では、「一緒につくっていくこと」を「参画と協働」という言葉で表現しています。

少子高齢化が急速に進む中、すべての人が地域の中で健やかに安心して生活がおくれるように、参画と協働により市民と行政が力を合わせて、安心して暮らしていかれる地域づくりを進めていくことが必要です。そのためのスタートとして、「参画と協働」をキーワードに市民の皆さんと一緒に今回、地域福祉計画づくりを進めました。

この計画づくりを通して、地域における様々な施設・団体または市民同士のつながりをいかに作っていくか、実践の場であり人と人のつながりをいかに築いていくか、今後も「市民の皆さんと一緒に」考えてまいりたいと存じます。

平成１６年３月

川崎市

１．地域福祉の現状と課題

【今なぜ地域福祉なのか？】－計画策定の背景

平成２（１９９０）年以降のバブル経済崩壊後の厳しい財政状況の中、平均寿命の伸張による高齢化と急速な少子化の進展により、福祉サービスの受益者が増え、逆に負担をする生産年齢人口が減少してきています。

また、ひきこもり、児童虐待、ホームレスなど家庭や地域において、社会的孤立や孤独、社会的排除から起こる新たな社会的問題など福祉サービスの多様化と拡大による社会的援護を必要とする人々の増大への対応が行政として迫られてきました。

一方、従来からの福祉活動を担ってきた社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、町内会等に加えＮＰＯ法人、ボランティア、民間事業者などによる地域形成の動きが顕著になってきており、民間企業、ＮＰＯ等の多様な主体の幅広い参画による共助社会の構築に向けた地方分権化の流れの中で、行政としてもその役割が問われています。

この様な社会経済情勢の中、本市におきましても財政状況は大変厳しい局面に立たされておりますが、今後とも、保健、医療、福祉サービスの充実を図り、「高齢や障害などハンディキャップがあっても、すべての市民が安心し、活力をもって暮らしつづけられる地域社会づくり」を行うことが、市の基本方向です。

しかし、市として、高齢者や児童、障害者などの個別計画ごとの施策だけでは、この様に多様化複雑化した地域ニーズに応え、地域の隅々まで施策を網羅し進めるには限界があります。行政の力だけ、あるいは市民個人の力だけで個々の生活を支えるには非常に難しい状況です。

そのため、個別分野における在宅や施設サービスを充実することに加え利用者の利便性の向上や地域の多様な主体による取組みが可能となるように、民間活力の活用やＮＰＯ法人等の様々な主体との連携に向けた新たな取組みを進めていく観点が必要です。

【時代の変化に対応する福祉】

これまでの行政による直接的な個別サービス提供という縦割りの発想を変え、今までに地域で整備してきた様々な制度や施策と地域住民等が自ら育てつくりあげて来た様々な活動や事業を横につなぎ組み立てることによって、新たな社会資源として力を発揮できるようにすることができれば、地域を活性化し生き生きとしたものにすることができます。

その様な取組みを進める上で、重要なことは、単に福祉サービスを民間や市場へ委ねるだけではなく、行政と多様な民間主体や地域住民同士の協働による共助社会の構築を図りながら、従来の行政主導の枠組みを改革し、あくまでも市民本位の立場から、地域を基盤とした「市民主体」「利用者主体」のサービス実現に向けた地域福祉を推進することが大切です。

【「市民が主役」「地域が主役」の福祉でまちづくり】

今まで、住民は「サービスの受け手としての立場」から、行政にサービスの充実や負担の軽減を要望や要求のかたちで訴えることが多かったと言えます。

しかし、これからの地域福祉を考えると、地域住民が自ら福祉ニーズや福祉施策に関心を持ち、地域の福祉活動に積極的に参加し、福祉施策への意見表明の機会を持つ等地域福祉の担い手として、今までの単なる「サービスの受益者・利用者」の立場に加え、「自らサービスの提供や地域活動を行う提供者の立場」や「地域におけるサービスの開発者、決定者」となっていくことが必要です。

一方、行政としてサービス利用者の意向が尊重され、多様なサービスの中からサービスを選択することができ、かつその提供されたサービスを評価できることが保障されるような環境を整えることが重要です。

また、地域福祉を狭い意味での高齢者、障害者、児童等のためだけと考えるのではなく、広く保健、医療、教育、住宅、就労、まちづくりなど生活関連諸領域との連携をも視野に入れる必要があり、例えば地域の産業や商店街を活用した地域活性化という視点で、色々な分野に福祉的概念を取り入れた「**福祉でまちづくり**」の発想が重要になってきます。

【「市民主体の地域福祉」を進めるための課題】

いままで行ってきた行政の福祉施策や事業にはそれぞれ理由と経緯があり、すでにそこには、市民の暮らしや活動とが結びついています。それを単に「その施策や事業が行政としての役割、責任を超えている」ということで、取りやめることはなかなか困難です。その意味でも、２１世紀に相応した福祉のあり方については、行政の公としての役割と責任によるセーフティネット(安全網) である公助と共に、市民自らが「自立と個性を発揮」し「地域で連帯・貢献」する、自助と共助を基本に築かれる新たな「市民主体の地域福祉」を進めることが必要です。

市民主体の地域福祉を創りあげていくうえで、市民、地域、行政が現在抱えている課題を相互に明確にしていくことが求められております。そのためには、より身近な場所で市民と行政が共に学習し、情報を交換・共有しながら市民の理解や協力を求め合意形成を図り進めることが大切です。

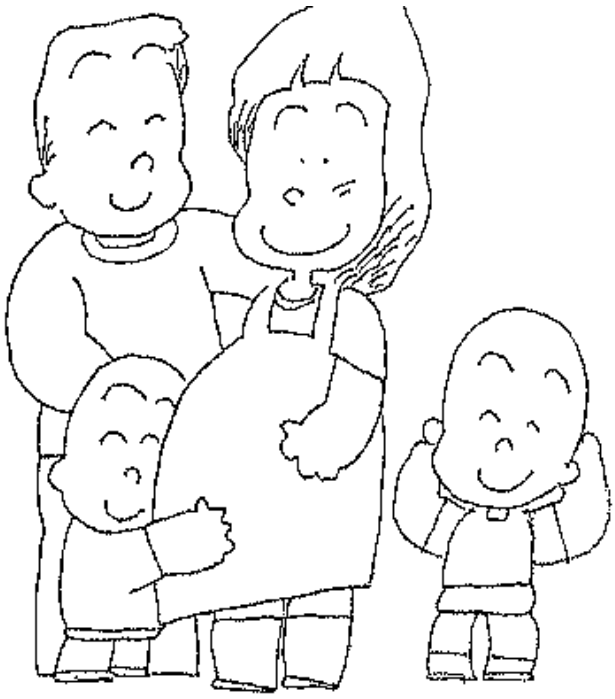

２．計画の性格と役割

平成１２(２０００)年に改定された社会福祉法では、地域福祉の推進が基本理念のひとつとして掲げられ、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定が明文化されました。子どもからお年寄りまで誰でもが、長年住み慣れた地域の中で、安心して生き生きと生活が送れるようにしていくためには、今までの制度による福祉サービスを見直し、質の高いサービスを、効率的かつ多様に享受できる環境をつくりあげることを目的に、これまで以上に地域で暮らす様々な人々が互いに助け合い、支え合うことが大切です。地域の中には、障害を持った人、そうでない人、子どもからお年寄りまで、性別、国籍、文化の違う人など色々な人々が暮らしています。この様に、地域で暮らす様々な人々一人ひとりが、それぞれに違いを認め合い、健やかで安心し、自立した生活を送ることができるように、「共に生き、共に手をつなぎ、活力とうるおいのある地域づくり」を、市民と行政が一緒につくっていくことが必要です。このことが、地域福祉であり、地域福祉推進を目指して「**市民参画と協働**」の基盤を構築するための第一歩として、この計画を行政責任で策定します。

そのため、計画策定をきっかけに手間と暇をかけ「地域という大地」を掘りおこし、地域の切れかかった人と人の関係を修復し、豊かにすることによって地域福祉の目的である地域の中で安心して生き生きと暮らせるように、地域住民さらには行政職員の意識改革を促すことが必要です。

３．計画の位置づけ

国における地方分権、規制緩和の流れの中、「川崎市行財政改革プラン」に沿った川崎再生のための新総合計画策定への方向性と整合性を図りながら、新たな川崎市における地域福祉推進の取組みを探ります。

また、市における「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者保健福祉計画～かわさきノーマライゼーションプラン」「かわさき子ども総合プラン」「川崎市保育基本計画」「かわさき健やか親子２１～母子保健計画」「かわさき健康づくり２１」「川崎市地域保健医療計画」を内包するものとし、それぞれの理念、目標を「地域」「地域住民」をキーワードに地域福祉推進の観点から横断的に結ぶものとして位置づけます。(図１参照)

また、市レベルの計画では、地域福祉推進の理念や目的等を示すとともに、

大枠の仕組みづくりに対する支援計画的要素を提示し、区レベルの計画では、市民にとって身近な地域での地域福祉推進のための活動計画的要素とします。

・計画期間

計画期間は、平成１６(２００４)年度から平成２０(２００８)年度の５か年計画とします。

ただし、社会情勢や地域社会の変化に応じ、３年程度を目安に計画の点検・見直しをおこないます。

図１　「地域福祉計画」と「川崎市行財政改革プラン」及び「地域福祉活動計画」との関連

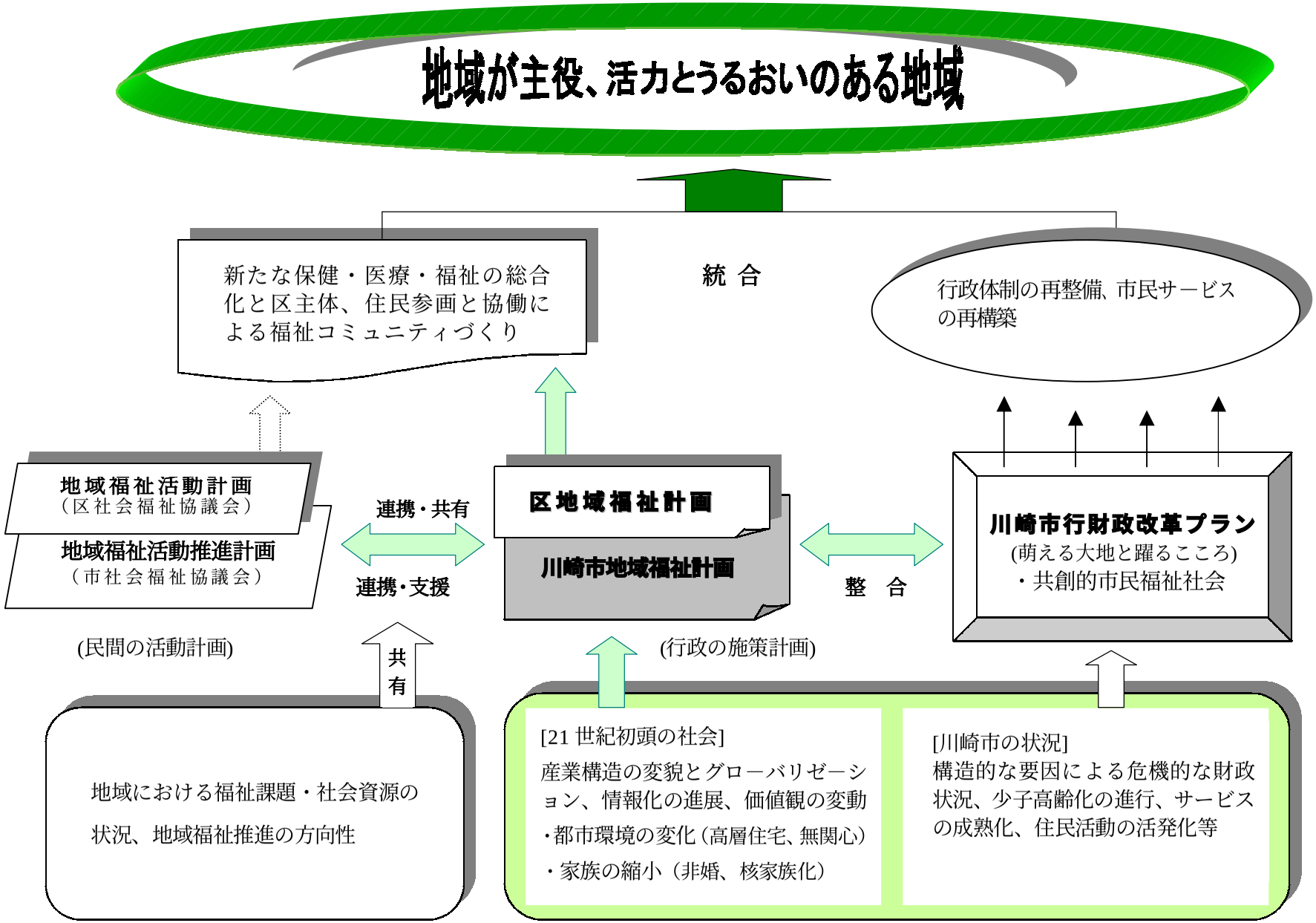

図 2　**地域福祉計画と保健・医療・福祉個別計画及び川崎市行財政改革プラン並びに川崎市新総合計画との関係**

《保健・医療・福祉関係個別計画》

かわさき子ども総合プラン（平成 10 年 12 月策定）
安心して子どもを生み育てることができ、子どもが健やかに成長していける環境づくりを推進するため、保健・医療・福祉・教育・住宅・労働・まちづくり等のさまざまな分野にわたる総合的なサービス提供を図る

川崎市保育基本計画（平成 14 年 3 月策定）
少子化の進行や女性の就労機会の増大等により、増加する保育需要や多様化する保育ニーズに対応するため、在宅児を含めた子育て支援等を、公私協力のもと総合的かつ計画的に推進する

かわさきノーマライゼーションプラン～障害者保健福祉計画（平成16年3月策定）
多様な支援が広く存在する地域づくりによる「地域での自立した生活の推進」、障害者自身の参画と意見反映による「利用者主体の支援」、ユニバーサルデザインの普及と理念の実現を目指す「やさしいまちづくりの支援」を基本に据えている

川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 2 期 平成 15 年 3 月策定）
すべての高齢者を対象に、健康づくり・介護予防をテーマに『地域”が主役☆川崎発！ニューシニア健康づくり大作戦」を身近な地域で展開する高齢者総体の地域における福祉水準の向上を目指す

川崎市地域保健医療計画（平成 14 年 3 月策定）
高齢社会に向けて地域で生涯にわたって健康で安心して生きいきとした日常生活を送ることができるための保健・医療サービス供給体制の確立、総合的な健康増進体制及び環境衛生体制の充実について施策の方向と内容を示す

かわさき健康づくり 21（平成 13 年 3 月策定）
生活習慣病に起因する早死にや障害を防止し、「健康寿命」を伸ばすために、健康水準の指標となる具体的目標を定め、市民が主体的に取組む健康づくり運動を、社会全体で総合的に支える確かな健康都市の実現をめざす

かわさきすこやか親子 21（川崎市母子保健計画）（平成 15 年 3 月策定）
母子保健に対する新たな市民の要望に対応し、安心して子どもを生み、育てるための家庭や地域の環境づくり、親と子が健やかに暮せる社会の実現に向けての母子保健施策を推進する

地域福祉理念共有

川崎市新総合計画　（１６年度完成予定）

【基本的視点】
- **地域経営の視点を重視**
- **重点的、戦略的な取組**
- **市民の実感として把握できるような課題を設定**

【基本構想】
- **具体性を持った「川崎再生」のための基本計画**
- **具体性と現実性をもって提示可能な期間として、「１０年」程度の期間を設定**

「自助」、「共助」、「公助」のバランスのとれた福祉システム

連携

反映

川崎市行財政改革プラン～萌える大地と躍るこころ～

【基本的な考え方】民間部門と公共部門の役割分担
【方向と主な内容】
1 行政体制の再整備～民間活用型公共サービス提供システムの実現
2 公共公益施設・都市基盤整備の見直し～活力ある暮らしやすいまちづくりの実現
3 市民サービスの再構築～共創的市民福祉社会の実現
- 市民参画による地域主体のまちづくりを原則
- 効率的・効果的な市民サービス提供システムの構築
- 公平性の観点に立って受益と負担の関係を適正化

《計画の特徴》
1 ボトムアップの計画づくり（参画）
2 ソフト的計画：人と人のつながり（協働）
3 既存施設、制度、人の有効活用

川崎市地域福祉計画～市民の「参画と協働」～
・国における地方分権、規制緩和及び「川崎市行財政改革プラン」の流れに沿った、２１世紀の新たな川崎市の地域福祉推進の方向性を探る

【基本理念】
人権尊重の観点から「すべての人が地域の中で健やかで安心して生活が送れるようにその人らしい自立を支援することにより、その人の自己実現を図っていくこと」

【基本目標の考え方】
①「福祉コミュニティづくり」
② 在宅保健医療福祉サービスを推進し「地域ケアシステムづくり」
③ 地域福祉サービスの総合供給システムの見直し

共有連携

地域福祉活動推進計画（平成 14 年 3 月策定）
《川崎市社会福祉協議会の計画》
住民が主体となって地域福祉の推進に参画する「福祉のまちづくり」の実現に向けて計画的に取組む
【基本理念】
① 市民の福祉理解の推進と福祉活動の振興
② 市民の生活を支えるかわさきネットワークの形成
③ 市内の福祉関係団体・施設との協働促進
「市民の福祉活動の振興と区社協の支援」など８つの計画目標を掲げている

行政の公としての役割と責任によるセーフティネットと共に、市民自らが「自立と個性を発揮」し「地域で連帯・貢献」する自助と共助を基本に築かれる新たな「市民主体の地域福祉」を進める

【３つの基本理念】

地域福祉計画の基本理念は、人権尊重の観点から「すべての人が**地域の中で健やかに安心して生活が送れる**ようにその人らしい自立を支援することにより、その人の自己実現を図っていくこと」にあります。

地域の中で、一人ひとりがそれぞれに、ちがいを認め合い、

(1) いつまでも、誰でもが生き生きと自立した生活を送ることができる

(2) 共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる

(3) 誰でもが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる

そんな「活力とうるおいのある地域づくり」を、川崎市は目指します。

【３つの基本目標】

(1) サービス利用者の意向が尊重されるような供給体制の推進を図ります。

(2) 保健･医療･福祉分野はもとより、教育、就労、住宅、まちづくり等各分野との連携を図るとともに、ボランティア、ＮＰＯ活動等の民間によるサービスを含め、複数のサービスを総合的に提供する体制づくりを進めます。

(3) 地域の実情に応じ、市と多様な民間団体や地域住民との協働による共助社会の実現を目指します。

Ｌ．基本理念

社会福祉法や地方分権改革の流れの中で、２１世紀の川崎市における新しい地域福祉の方向性を考えると、市民の主体的な活動と参画を保障し、市民と行政との協働によって地域社会を活力あるものにしていくことにあります。

急速な少子高齢社会の進展や社会経済環境の変化によって、福祉の対象となる問題やその構造がますます複雑多様化し、市民生活に様々な不安定要素が影を落としています。今日、これらの問題を個人の力だけで解決することが、大変困難な状況を考えると、地域を基盤とした福祉を推進し、市民主体の福祉社会を実現するために、行政と様々な市民が新たなパートナーシップを構築しつつ、協働して**「福祉コミュニティ」**づくりを図ることが重要な課題となっています。

行政と地域住民、社会福祉事業者、非営利組織等がそれぞれの役割を相互に理解し、明確にして行く過程の中で、それぞれの活動の特性を生かし地域の中で多様な関係者の連携と協働により、地域づくりを推進していく新たな公共への営みが地域福祉の目指す方向と考えます。その地域福祉推進の方向性を明らかにするために、「川崎市地域福祉計画」を策定します。

その基本理念は、人権尊重の観点から、「すべての人が**地域の中で健やかに安心して生活が送れる**ように、その人らしい自立を支援することにより、その人の自己実現を図っていくこと」にあります。

地域の中で、一人ひとりがそれぞれに、ちがいを認め合い、(1)いつまでも、誰でもが生き生きと自立した生活を送ることができる　(2)共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる　(3)誰でもが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる、そんな「活力とうるおいのある地域づくり」を、川崎市は目指します。

(1)“いつまでも、誰でもが生き生きと自立した生活を送ることができる”地域

福祉サービスを必要とする高齢者、障害を持った人々だけでなく、生活不安やストレスを抱えた青少年や中年層、さらには、ひきこもりの人等すべての人が、長年住み慣れた地域の中で、安心して人間らしい自立した生活が送れるような地域づくりを市民とともに目指します。

(2)“共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる”地域

市民は、単に福祉サービスの受益者としてだけではなく、福祉サービスの提供者として福祉サービスを創出したり、サービス提供に協力することができます。市民一人ひとりが、そのことを理解することによって、福祉サービスを必要とする人々を地域社会の中で温かく受け入れることができます。福祉サービスの受益者、福祉サービス提供者等様々な人が、互いに存在を認め排除、差別することなく地域の中で共に生き、共に暮らせるようなうるおいのある地域づくりを市民とともに目指します。

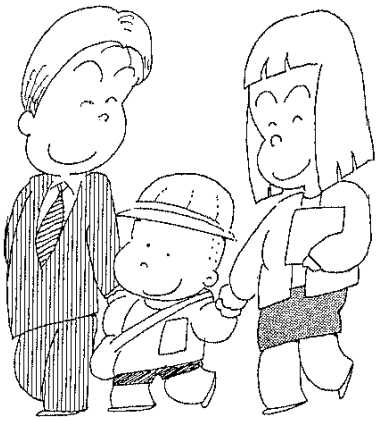

(3)“誰でもが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる”地域

地域に暮らす様々な人々が、主体性を持って相互に理解し、それぞれの立場で多種多様な活動に参加し、支え合うことができるように情報を提供・共有し、すべての人が「いきがい」を持ち、働き、学ぶことができるような活力ある地域づくりを市民とともに目指します。

・基本目標

地域福祉を考えると、市民一人ひとりの生活は既存の高齢者、障害者、児童と言った個別計画ごとに分断されたものではなく、生涯を通じて生活全般に渡った支援が求められています。

高齢・障害・児童等既存の個別計画の特徴を生かしながら、各分野ごとのサービスを可能な限り一本化させるなど整合性を図ることによって、複雑・多様化した市民ニーズに柔軟に対応するとともに、重複するサービスの統合など効率的な運営を図っていきます。

これらから、本市地域福祉計画の目的は、地域での保健･医療･福祉の総合的サービス提供システムづくりであり、自立した市民による地域での生き方、連帯のあり方を考えていくことと言えます。

つまり、そのひとつは、それぞれの地域の特性を活かした**「福祉コミュニティづくり」**であり、地域の顔をした福祉文化の創造です。福祉を中心とした地域づくりの過程で創造される社会的な価値観によって、地域課題解決のため住民自身が自らの問題として学習し参加する仕組みづくりから、福祉を中心とした心豊かな人にやさしい、健康で人が尊敬される地域づくりを実現するものです。

２１世紀の少子高齢社会においては、すべての市民が、障害の有無や年齢などに関わりなく、能力に応じて、地域で自立した生活が送れるよう互いに支え合うとともに、社会、経済、文化その他あらゆる活動への参画、参加を促進することが求められています。

もうひとつは、**「地域ケアシステムづくり」**（個別計画の統合による地域での総合的サービス提供システムづくり）です。

様々な利用者、ハンディキャップを抱えた住民が、あらゆる地域資源（人的、物的、制度的）を選択、活用して、住み慣れた地域において生涯を通じて、「人間としての尊厳が守られ個人として尊重され」継続的に普通の生活ができるようにすることです。

そのためには、個別計画による在宅の保健、医療、福祉サービスの充実、連携を基礎に、地域において総合的なサービスが保障されるシステムづくりが重要となります。

以上から、本市の基本理念に掲げる地域福祉推進の姿を実現するため、次の３つの基本目標を定めます。

(1) サービス利用者の意向が尊重されるような供給体制の推進を図ります。

平成１２(２０００)年の社会福祉法の成立により、福祉サービスの利用が「措置から契約へ」移行し、福祉サービスの提供は利用者と提供者が対等な関係に立った契約に基づいて行われるようになりました。

高齢者、障害者や児童など誰もが、住み慣れた地域で、安心して保健･医療･福祉サービスを自らの責任で選択、利用できる体制づくりに努めます。サービス利用者が正しい情報を容易に入手できるような仕組みづくりを進めるとともに、痴呆性高齢者や知的障害者、精神障害者など自己決定能力が十分にできない人が適切なサービスを選択し、利用できるような体制づくりを図ります。

また､近年､問題が顕在化し大きな社会問題となっているＤＶ､ひきこもり、閉じこもり、ホームレスに関しても、対象者の権利の擁護や自立支援の観点からその対応について検討を行い、発見、見守り、相談など対象者への支援策に関し関係機関相互の連携・調整を進め、必要な体制づくりに努めます。

(2) 保健・医療・福祉分野はもとより教育、就労、住宅、まちづくり等各分野との連携を図るとともに、ボランティア、ＮＰＯ活動等の民間によるサービスを含め複数のサービスを総合的に提供する体制づくりを進めます。

少子･高齢化の進展にともない、世帯員の小規模化、社会経済情勢の変化などにより、市民の保健･医療･福祉に対するニーズは、多様化・複雑化・個別化しています。これらのニーズに適切に応えるためには、行政の画一されたサービスだけでは、市民が生活するうえで十分な満足は得られません。この様な市民の日常生活を支えるには､身近な地域の中で必要なときに必要なだけ､保健･医療･福祉分野が相互に乗り入れた総合的なサービスを一体的に提供する体制づくりに努め､市民一人ひとりの実情に合わせたきめ細かいサービスを提供する必要があります。

さらに､サービス利用者の自立した日常生活を支えるための個別支援をいかに広がりをもって地域全体で支えていくか考えることが大切です｡地域におけ

るボランティア活動、ＮＰＯなどを含めた新たな市民活動や、既存の社会福祉法人等の社会資源や関係機関等との相互の連携とネットワークづくりの推進を支援し、今までの画一化された硬直的で非効率になりがちな行政の直接的サービスを見直し、真の必要性に考慮した総合的な供給システムへと再構築します。

(3) 地域の実情に応じ、市と多様な民間団体や地域住民との協働による共助社会の実現を目指します。

平成１３(２００１)年度の本市の平均寿命は、男７８.56歳、女８６.44歳となっており、男女とも１０年前に比べそれぞれ１歳、４歳以上の伸びを示しており、これからは「平均寿命」の伸長よりもむしろ、要介護状態にならないように生き生きと地域で生活できるようなまちづくりが必要です。

また、核家族化の進展や少子･高齢化の進行、共稼ぎ家庭の増加などにより、市民同士のつながりが希薄となっており、介護や子育て時などにおける市民同士の扶助機能が低下しています。その中で実際の市民一人ひとりの生活を見ると、それぞれの福祉ニーズを画一化された行政サービスや部分的な民間サービスのみだけで、すべて補うことは非常に困難です。

そのことを考えますと、市民一人ひとりの生活を支えるには、市民活動、ボランティア、ＮＰＯ活動や近隣住民の助け合いなどの取組みが必要です。この様な市民の活動を促すために、地域福祉の推進や健康づくりに対する関心を高め、活動しやすい環境を整えることが大切です。

地域において、市民自ら支え合い助け合う心を持って、積極的、主体的に社会参加し、自助・共助・公助のバランスが取れた市民参加による地域福祉の推進が求められています。そのためには、地域の中で市民自身の自覚と主体的な参加による福祉活動や健康づくりを進めることが不可欠です。

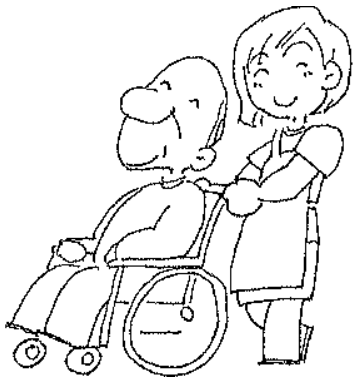

．基本目標と施策の方向性及び事業展開一覧

《基本目標》　　《施策の方向性》

1

サービス利用者の意向が尊重されるような供給体制の推進を図ります。

(1) サービス利用者の権利擁護と啓発

(2) 福祉従事者の育成と専門性の向上

(3) 地域におけるきめ細かいサービス提供

2

保健・医療・福祉分野はもとより教育、就労、住宅、まちづくり等各分野との連携を図るとともに、ボランティア、ＮＰＯ活動等の民間によるサービスを含め複数のサービスを総合的に提供する体制づくりを進めます。

(1) 総合的サービスによる地域ケアシステムの構築

(2) 総合的な相談体制づくり

(3) 保健･医療･福祉情報のわかりやすい提供

3

地域の実情に応じ、市と多様な民間団体や地域住民との協働による共助社会の実現を目指します。

(1) 地域住民の連携と融合

(2) 社会参加の促進

(3) 地域における福祉人材の育成と支援

《事業展開》

1－(1)	① サービス利用者の権利等の啓発普及 ② 権利擁護事業等の推進 ③ 第三者評価事業への取組み ④ 福祉サービスの第三者委員の設置推進
1－(2)	① 幅広い専門性と資質を備えた福祉人材の育成 ② 民生委員･児童委員への研修充実
1－(3)	① 社会福祉法人をはじめとする民間事業者への支援･指導 ② 寝たきり、閉じこもり、児童虐待等の社会的孤立の予防 ③ ＤＶ等を含めた女性に関する相談支援体制の強化

2－(1)	① 健康の増進と予防の視点に立った地域ケア体制の充実 ② 地域で住み続けることができる生活環境の整備 ③ ＮＰＯやボランティア等を含めた多様なサービス供給体制の育成･支援
2－(2)	① 保健福祉センターにおける利用しやすい総合相談窓口の充実 ② 地域住民のネットワーク形成に向けた社会福祉協議会の役割の促進
2－(3)	① 地域住民にとって多様でわかりやすい情報の提供 ② プライバシーに配慮した公的情報とそれ以外の情報の適切な提供 ③ 保健･医療･福祉に関する総合的な情報提供の充実

3－(1)	① 身近な施設における交流の場の再発見 ② 町内会活動と地域福祉活動との連携 ③ 福祉ネットワークづくりのための支援
3－(2)	① 社会的貢献活動に向けた企業や商店街との連携 ② 住民の理解を深めるための情報提供と市民活動活性化への支援 ③ 寄付文化の醸成
3－(3)	① 市民活動やボランティア活動への支援 ② 学生のボランティア活動への支援 ③ 総合的な福祉サービスを調整できる人材の養成

２．施策の方向性と事業展開

１－(1) サービス利用者の権利擁護と啓発

福祉サービスが措置から契約に変わる中で、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者、ＤＶの被害者などを含むあらゆる市民が人間らしい生活を送る権利を保障され、必要な援助を受けることができるように権利の擁護、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組みづくりを進めます。

① サービス利用者の権利等の啓発普及

平成１２年４月の介護保険制度発足以来４年が経過し、制度そのものの定着は着実に進んでいますが、新たに要介護認定を受けられた方や６５歳になられた方の理解を得るための広報や情報の提供に努めます。

また、発足１年余りの支援費制度などの福祉制度情報や福祉施設情報を市政だより、パンフレット、インターネット等により利用者の立場にたった効果的な情報提供に努めます。

医療機関に対する患者等からの苦情及び相談等に敏速に対応し、併せて医療機関に対し患者の苦情を提供することにより、医療の安全と信頼を高めるとともに、患者サービス及び医療の質の向上を推進する「川崎市医療安全相談センター」の充実に努めます。

② 権利擁護事業等の推進

地域における見守り活動との連携による苦情解決の体制整備を図ると共に、(財)川崎市在宅福祉公社川崎あんしんセンターで実施している地域福祉権利擁護事業の充実を図るため、そのあり方について検討を進めます。

川崎あんしんセンターは、痴呆性高齢者、障害者などの中で、判断能力の低下により一人で生活していくことが困難で、日常生活に援助の必要な人などの権利を守るための相談や各種サービスの提供を行っています。

また、子どもや男女平等にかかわる人権侵害から市民を救済する制度として、人権オンブズパーソンが相談を聞き、助言や手助けをしています。

③ 第三者評価事業への取組み

サービス利用者の立場に立った質の高い福祉サービス確保のため、第三者評価事業の有効性を広く周知していくとともに、事業者自らがサービスの質の向上の取組みを促進し、支援するため民間の有識者を加えた川崎市福祉サービス第三者評価検討委員会を健康福祉局内に設置し、評価項目や評価調査員の育成等の導入に向けた仕組みづくりを検討していきます。

<< 第三者評価の機構イメージ >>

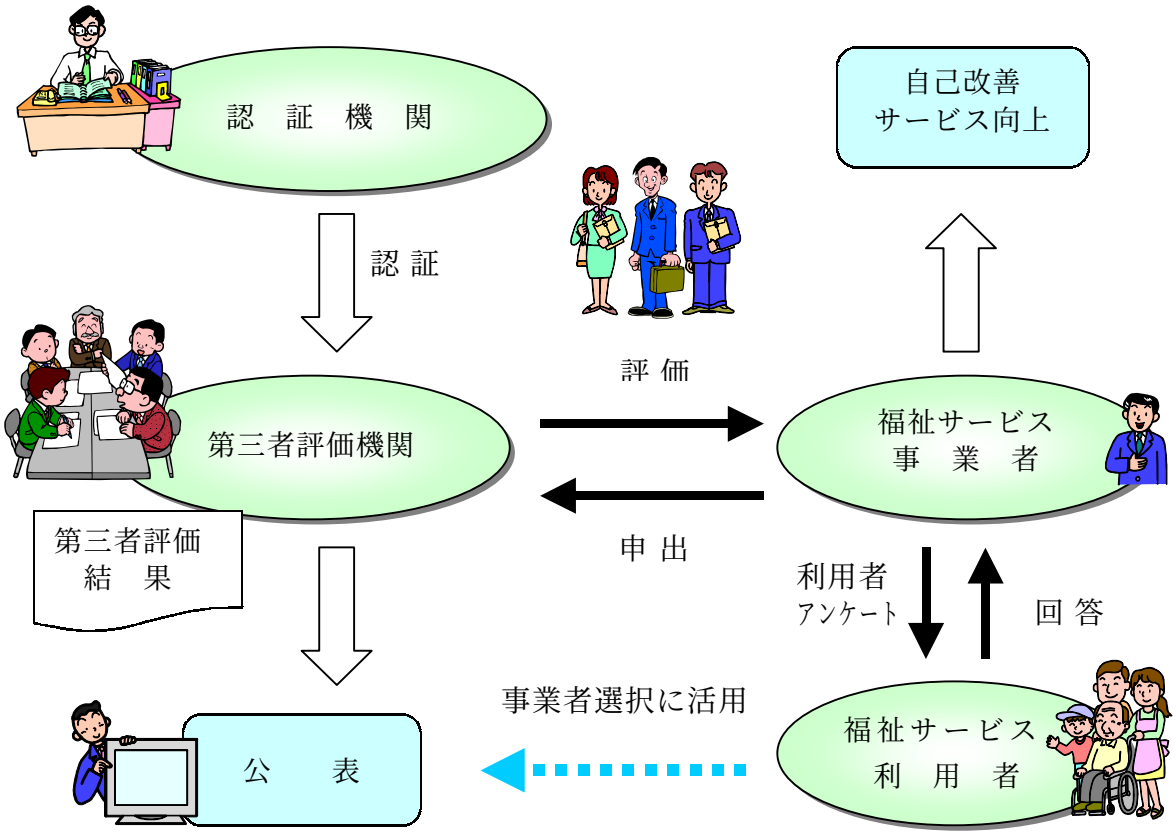

④ 福祉サービスの第三者委員の設置推進

川崎市の社会福祉施設利用者の保護と福祉サービスの質を高めるために、福祉サービスの利用者から苦情等を受け付けています。健康福祉局関連の福祉施設利用に関する苦情を解決するために、各施設に「苦情解決担当」を設けるとともに、第三者的な立場の「第三者委員」の設置を推進し、解決に向けて調整を図ります。

1－(2) 福祉従事者の育成と専門性の向上

保健、医療、福祉分野の関係機関は相互に密接な連絡と充分な連携を取り、サービスを総合的、一体的に提供することで、利用者に対するサービス効果を高めることになります。そのために特に、保健、福祉従事者の専門性の向上、養成を通じてサービスの質の向上と提供方法の効率化を図ります。

① 幅広い専門性と資質を備えた福祉人材の育成

保健、医療、福祉サービスを総合的･一体的に提供するために、さまざまな団体と協働関係を築き、幅広い専門性と資質を備えた人材の養成と確保を図ります。

ホームヘルパーや介護支援専門員の養成研修、障害者ケアマネジメント従事者養成研修、フォローアップ研修、要約筆記奉仕員や手話通訳者養成研修、訪問看護師のスキルアップを図る等、介護の現場で働く者の介護技術の向上や人権意識の向上など、介護知識を深めるグレードアップ研修の充実促進を図ります。

また、川崎市社会福祉協議会が実施している、民間社会福祉施設従事者に対する研修を支援し、福祉の向上と推進を図ります。

② 民生委員･児童委員への研修充実

民生委員･児童委員は、地域の中で生活し住民に身近な存在として、日ごろから地域における福祉活動の中心的な相談役、推進役として、地域住民と行政との調整役として、地域の潜在化している様々なニーズを掘り起こし、サービスにつなげる地域のアンテナ役、地域住民相互の支えあいの核として、福祉コミュニティづくりの推進などの役割が期待されています。民生委員･児童委員の資質向上のためこれまで以上に、地域住民との関わりの中から実践に即した研修の充実に努めます。

１－(3) 地域におけるきめ細かいサービス提供

市民に身近な地域において必要なサービスを社会福祉サービス事業の健全な発達を図りつつ、利用者の視点に立ったきめ細かいサービス提供体制を推進します。

① 社会福祉法人をはじめとする民間事業者への支援･指導

介護保険事業者には､社会福祉法人をはじめ､民間企業や農業協同組合､また､ＮＰＯ法人や生活協同組合を母体とした新たな参加型福祉を実践している非営利市民事業者等様々な形があります｡保険者として介護保険事業者に対し適正な給付を行うために､県と連携を図りながら必要に応じ指導を行っていきます。

また、介護老人保健施設の運営、提供サービスの内容及び適正な給付について必要な指導･助言を定期的に行っていくとともに、在宅福祉サービス事業者が、安定的･継続的に良質なサービスを提供できるよう必要な研修を実施し、育成･支援します。

② 寝たきり、閉じこもり、児童虐待等の社会的孤立の予防

高齢者の寝たきり、閉じこもり予防、自立生活支援･社会的孤立感の解消、心身機能の低下予防を目的とした住民主体の会食､配食サービスやＤＶ、児童虐待等に対する民生委員･児童委員を中心にした町内会･自治会、ボランティアなどによる地域における相談活動や見守り活動の充実に努めます。

ひきこもりの相談機関として、各区の保健福祉センターや精神保健福祉センター等があり、児童虐待に対しては、各区の保健福祉センター、児童相談所、児童虐待防止センター、総合教育センター等において専用電話による相談などを行っており、問題把握･解決のため様々な関係機関の連携に努めます。

子どもや男女平等にかかわる市民の人権侵害に対しては、簡易に安心して相談や救済の申立てができる川崎市人権オンブズパーソンを平成１４年（２００２年）４月に設置しています。また、ホームレスの自立支援を基本とする法律の内容をふまえて、「地域での社会的共生」を目指しホームレス自立支援事業の構築を推進します。

③ ＤＶ等を含めた女性に関する相談支援体制の強化

男女平等かわさき条例に基づき、男女共同参画社会を実現するために、推進行動計画の中で「女性の人権」尊重への取組みを５つの柱の一つに掲げています。その中で学校や医療機関等さまざまな分野との連携強化による“地域に根ざした女性に対する人権侵害防止・相談・救済体制づくり”を謳っています。女性への暴力、セクシュアルハラスメント等に関する相談や心配ごとを電話や面談による受け付けを行っている川崎市男女共同参画センターや川崎市人権オンブズパーソンの利用を積極的に働きかけ相談しやすい環境づくりを推進します。

特に、女性に対する暴力に対しては、川崎市人権オンブズパーソン、川崎市男女共同参画センター、保健福祉センター、警察、ＮＰＯ法人など関係機関が相互に協力して適切な問題解決が図れるように努めて行くとともに、連携のあり方を検討して行きます。

また、市立井田病院では、女性のさまざまな病気や健康上の相談を、女性医師を中心とした医療体制により実施していますが、さらに、保健福祉センターで実施している女性医師による女性のための健康相談の充実等により、女性が気兼ねなく相談できる医療環境の充実に努めます。

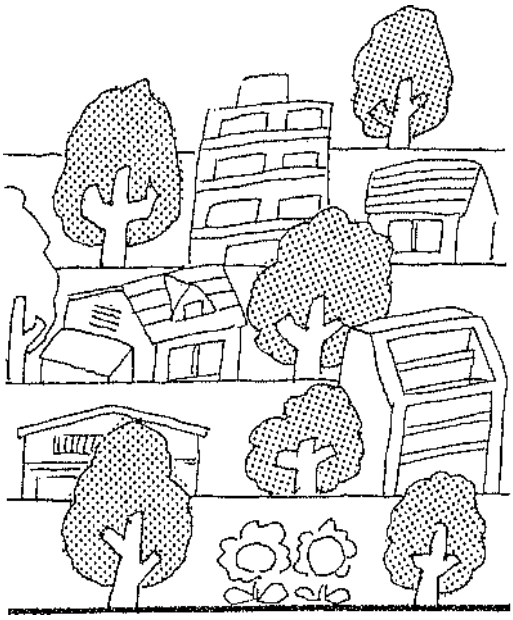

2－(1) 総合的サービスによる地域ケアシステムの構築

少子高齢化の中で、多様化、複雑化、高度化する福祉サービスを総合的、一体的に提供できるネットワークづくりを推進し、地域での見守り、早期の課題発見、公私のさまざまな福祉サービス提供へつなぐ適切な相談体制の構築等により、地域ケアシステムづくりを進めます。

① 健康の増進と予防の視点に立った地域ケア体制の充実

住み慣れた地域の中でいつまでも健康で生き生きとした生活を送るには、保健・医療・福祉サービスの充実に加え、市民一人ひとりが自ら健康の増進や疾病の予防に積極的に参加することが必要です。

そのため、高齢者や障害者が積極的に「健康づくり」「生きがいづくり」ができる地域づくりに向けて、各地域レベルで保健・医療・福祉の連携を充実します。閉じこもりや社会的孤立を防止し、寝たきりや痴呆などの介護予防を進めていくために、地域の中で保健・医療・福祉の連携を図り、高齢者や障害者等すべての地域住民が健康づくりや生涯学習、趣味等を通じての生きがいづくりの場やネットワークづくりを推進していきます。

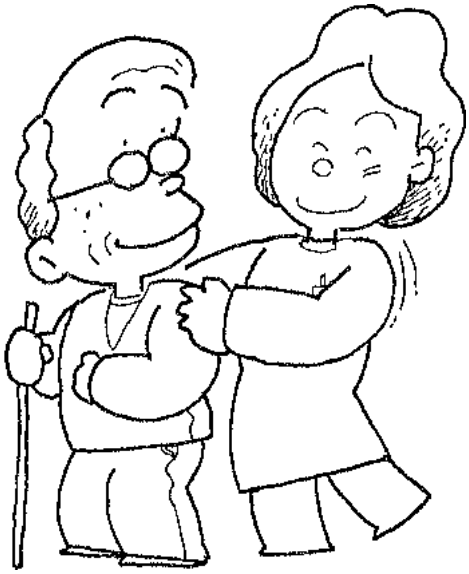

② 地域で住み続けることができる生活環境の整備

市では、すべての市民が住み慣れた地域で自由に安心して行動し、快適に暮らし続けられる「福祉のまちづくり」－ハード・ソフト両面にわたるバリアフリーのまちづくり－を、行政はもとより市民や事業者との相互の協力のもとに総合的に推進しています。さらにバリアフリーの概念を生かしながら、「性別、年齢、身体、障害、人種、言語、文化の違いなど、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめから、できるだけ全ての人が利用しやすい、全ての人に配慮した、環境、建物、製品等のデザインをしていこう」というユニバーサルデザインの考え方を、まちづくりへ広げていく取組みを検討していきます。

③ ＮＰＯやボランティア等を含めた多様なサービス供給体制の育成・支援

現在、「市民活動等支援施策推進会議」の中で、市民活動にとって重要な人材の育成、資金の確保、活動の場、情報の共有化など支援のあり方について検討を進めています。

特に、市民活動やボランティア活動にとって活動拠点の確保は大変重要なニーズです。活動拠点の機能としては、今までの単なる貸し館だけにとどまらず、それぞれの活動情報が交換できる場として、メールボックスや連絡取次ぎができるなど、活動支援機能を充実させる必要があります。

そのため、区や地域における活動の場として市と住民の調和のとれたパートナーシップのもと、市民サービスの再構築を図る目的で、地域福祉活動グループ自身による鍵の管理を含めた自主的な運営体制等、様々な拠点タイプに応じた既存公共施設の転用や社会福祉施設等の地域化による有効活用を検討していきます。現在、小学校での「ふれあいデイサービスセンター」や地域住民の自主的運営による「コミュニティルーム」があり、地域の中の多様な市民活動へ場を提供しています。その他にも、比較的身近なこども文化センターや老人いこいの家の夜間利用等の拡大による、ボランティア活動・市民活動への場の確保を推進していきます。

2－(2) 総合的な相談体制づくり

市民が身近なところで保健･医療･福祉に関する総合的な相談を受けられる体制づくりを図ります。

① 保健福祉センターにおける利用しやすい総合相談窓口の充実

市民に身近な行政機関である区役所に市民の視点に立った総合的で一体的なサービス提供を図るため、平成１５年４月に保健所と福祉事務所を統合し、保健福祉センターを設置しました。そのセンター内に設置した保健福祉総合相談窓口間のより一層の連携、各種研修や情報交換、関係機関との連携を強化することにより、相談業務の専門性を確保し子どもから高齢者、障害者等を含めた相談に対し、的確、総合的に対応できるように、きめ細かい体制整備を進めます。真に心が通った行政サービスを提供することにより、市民と行政との信頼関係を築き市民の自立支援を図ります。

② 地域住民のネットワーク形成に向けた社会福祉協議会の役割の促進

社会福祉協議会は、社会福祉法の中で地域福祉を推進する公共性を持った民間の団体として明確に位置付けられており、社会福祉事業の経営者、諸団体、ボランティア、地域住民などの参加と協力を得て、「福祉のまちづくり」を推進しています。社会福祉協議会では、ボランティアの派遣依頼や在宅福祉サービスの利用相談、生活上の心配ごと相談など、地域における福祉や生活全般にわたる様々な相談活動を実施しています。その日常活動には、ボランティア活動への支援や福祉教育、地域住民が主体となった参加の手法としての住民懇談会やワークショップなどを通して蓄積した様々なノウハウがあります。特に地域に根ざした地区、区社会福祉協議会は住民と行政とのパイプ役として、また、個々の市民活動等をつないでいくための地域福祉コーディネーター役として、地域福祉の輪を拡げていく存在です。

そのため地域福祉推進の観点から社会福祉協議会が従来から行っているコミュニティワークなど地域福祉援助技術などの専門性をこれまで以上に高めるとともに、地域福祉の推進に関わるＮＰＯ法人やボランティア団体などさらに幅広い層からの参加を得ながら、一層の機能強化を図り地域福祉事業の充実･強化に努めるとともに、権利擁護事業などを含め社会福祉協議会の今後のあり方を総合的に検討していきます。

2－(3) 保健・医療・福祉情報のわかりやすい提供

市民が福祉サービスを適切に選択し、利用するために、わかりやすく、使いやすい、保健・医療・福祉情報の提供システムを進めます。

① 地域住民にとって多様でわかりやすい情報の提供

市民が必要な時に、いつでも気楽に必要な保健福祉サービス情報を入手できるように、様々な媒体を活用した情報提供体制を整えます。地域全体で子育て支援する基盤づくりを図る地域子育て支援センター、在宅高齢者への介護予防への取組み推進や困難ケースへの対応を図る在宅介護支援センター等の身近な施設で、地域情報の収集や適切な情報提供が得られるように努めます。

また、特に、介護保険制度の対象者である高齢者や支援費制度の対象者である障害者に対するサービスについては、民間サービスに関する情報の収集に努め、サービスの利用者と事業者の情報の格差をなくし、対等な立場でサービスが利用できるような情報の提供を進めます。

② プライバシーに配慮した公的情報とそれ以外の情報の適切な提供

福祉ボランティア情報等、地域に密着した情報を、プライバシーに配慮した個人情報の管理に充分留意し、身近な場所や多様な方法により提供することに努めます。また、子育て情報では、行政情報はもとより子育てグループ情報やイベント等の地域に密着した情報を提供できるようインターネットを利用したホームページを開設するなど、地域子育て支援センターを核とした情報ネットワークの構築を推進します。

③ 保健・医療・福祉に関する総合的な情報提供の充実

市民にとって保健・医療・福祉に関する制度情報や施設情報を、わかりやすく提供するために、区役所に操作が簡単なタッチパネル式の情報端末の設置をしたり、利用しやすいホームページの充実に努めます。

また、市政だよりや各種広報誌、ガイドブック等による公的な保健・医療・福祉サービスに関する適切で質の高い様々な情報提供に努めます。

3－(1) 地域住民の連携と融合

活力とうるおいのある地域を実現するために、市民一人ひとりが自立した地域社会の構成員であることを自覚し、相互に連携、融合し人権にもとづいた支え合い、協調し合う社会のしくみづくりを目指します。

① 身近な施設における交流の場の再発見

高齢者や障害者の介護、仕事と育児の両立支援や一時預かり等の多様な保育サービス、障害者等の自立生活を支援するための情報伝達支援や移動支援等を、地域や家庭が主体的に支える総合的なしくみづくりを公私協働のもとに進めます。

介護、子育て、健康づくりなどに関する問題解決や意見交換の場づくりのために、地域における支えあいの場、発信の場として、誰でもが気楽に行ける身近な居場所として、地域の社会福祉施設や公共施設の機能を活かして、地域住民にサービス提供するなど地域化や地域との交流に努めます。

② 町内会活動と地域福祉活動との連携

町内会活動を考えると、地域住民の生活に密接に関わる高齢者や障害者、子どもに関する問題に取り組むことや、特に防犯、緊急災害時における町内会の防災救済活動などは、地域住民のもっとも関心が高い直接的な福祉活動です。

地域福祉の輪を広げるには、地域で長年にわたって培ってきた有形・無形の資源を活用することが必要です。例えば町内会館を誰でもが気軽に立ち寄れる憩いの場、集いの場として活用しながら、地域でのボランティア活動グループ等と一緒に様々な問題を考え、問題解決に取り組むこと等一層の連携が必要です。

③ 福祉ネットワークづくりのための支援

地域の中で、生き生きと暮らし続けるためには、行政、社会福祉法人や企業など画一化された制度による福祉サービスに加え、自主的な意志に基づくボランティア団体、市民グループやＮＰＯ法人、本来の設立目的とは別に福祉活動をしている生活協同組合や農業協同組合など、制度外のサービスとの連携･協働によるさらなる新たな福祉を作り出す必要があります。

地域における生活ニーズの把握やその課題解決に対する検討を行い、関係機関との連絡・調整などを行うために、地域の実情をよく知ったＮＰＯ、ボランティア団体、民生委員･児童委員、自治会など地域福祉活動を行っている様々な人々が、必要に応じそれぞれの活動情報を共有し、人的ネットワークをつくれるような場・市民自身による懇話会等の創設に向けた仕組みづくりに様々な機会を通じ努めます。

３－(２) 社会参加の促進

市民一人ひとりが自立するために、単に福祉サービスの受け手としてではなく、サービスの提供者、担い手として積極的、主体的に広く家庭や学校、職場などあらゆる場で社会参加する土壌をつくります。

① 社会的貢献活動に向けた企業や商店街との連携

地域に根ざした企業として、企業市民という立場で、まちづくりに積極的に関わる中で、さらに一歩進んで地域福祉の担い手として、市民、行政の連携のもと、様々な福祉活動に参加するなど地域に開かれた企業となるように働きかけていきます。

駅周辺における歩行動線の確保のためのバリアフリー化、放置自転車対策、ごみ等や特に川崎駅周辺のホームレスの問題を地域の問題と捉え、市民や商業者と行政の３者によるパートナーシップ型の対策を検討していきます。

また、地域コミュニティの核として重要な機能を果たしてきた商店街では、景気の低迷等により、空き店舗が増加しています。商店街では、従来から担っている単なる買い物の場から、地域の中心として人々がふれあう場として、また、憩いの場でもある「地域コミュニティの核」として、ＮＰＯ法人等が空き店舗を活動拠点とする事業を支援していきます。

② 住民の理解を深めるための情報提供と市民活動活性化への支援

地域課題を自らの生活課題として認識できるように広報活動を推進し、地域福祉に対する理解を深め、身近な小地域での福祉活動の場や機会の拡大を図ります。市民自ら地域課題を知ることができるように、地域ニーズを把握する場所を提供できるように努めます。

川崎市社会福祉協議会のボランティア活動振興センターや区社会福祉協議会のボランティアセンターにおける幅広い情報の提供による活動への参加促進を図ります。

また、(財)かわさき市民活動センター（図３）における全市レベルの情報提供や区役所の区民活動支援コーナー等における活動団体相互の情報交換、情報提供の充実を図り、ボランティア活動に参加したい市民が手軽に情報を得ることができるようにするとともに、相互に情報が交換できるように活動支援していきます。

図３　中間支援組織のイメージ図

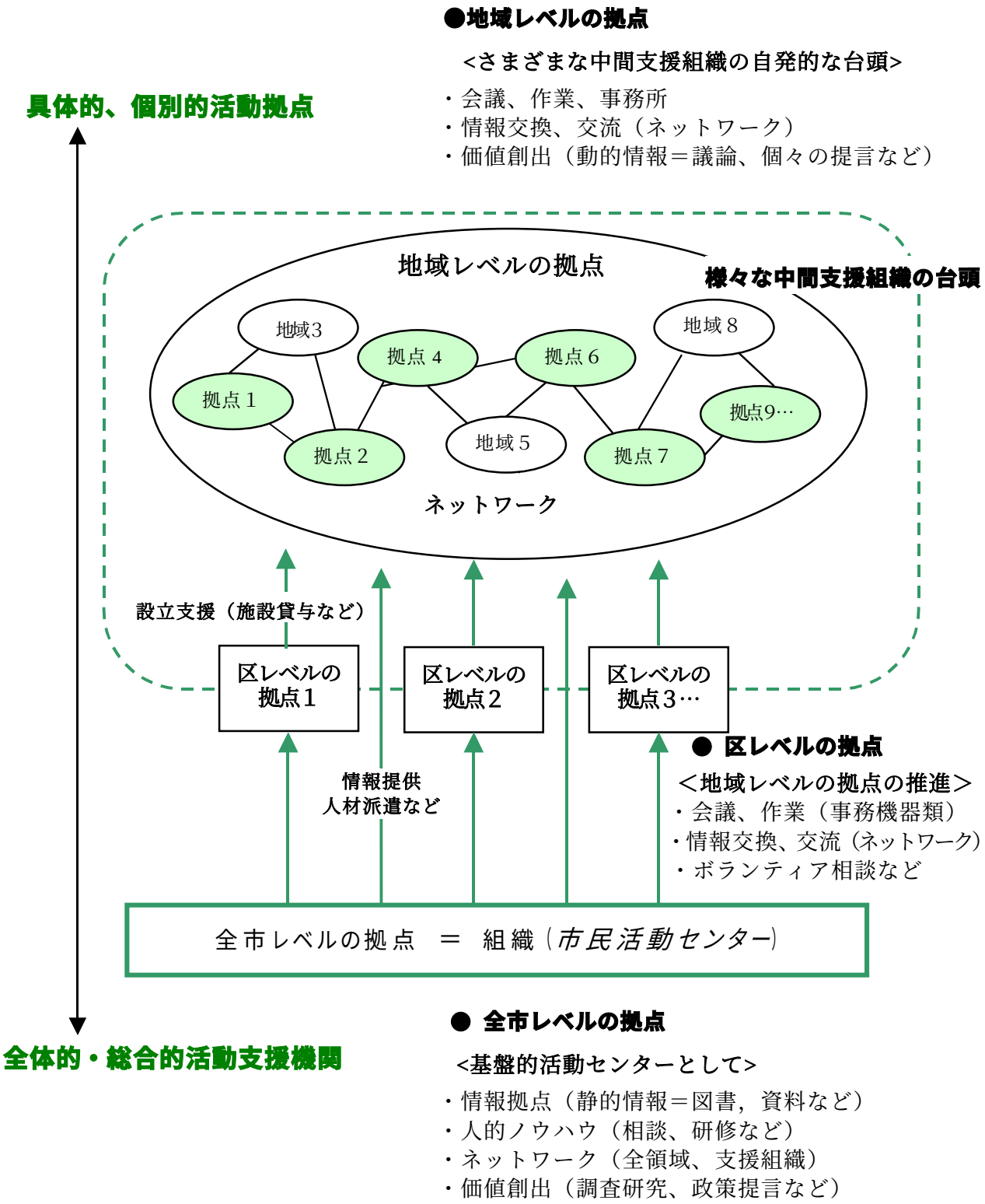

市民活動団体の仲介組織・交流促進組織・連合組織 ＝ 中間支援組織

（川崎市市民活動推進委員会「市民活動センターの開設に向けて（提言）」より）

③ 寄付文化の醸成

地域福祉を推進するための住民参画としては、労力や知識の提供など福祉活動に直接参画する方法と場所の提供や寄付などによる間接的な参画の方法があります。

寄付には、共同募金や各種福祉基金などの募金・基金に対する寄付と法人や施設等に対する直接的な寄付があります。寄付を集める募金活動には、共同募金のように町内会などの地縁組織を利用したり、街頭募金や店頭に募金箱を置いたりといった従来の手法があります。ただし、募金活動は「手間のかかる、頭を下げ物をもらうようで嫌だ」といった雰囲気がまだあります。

募金活動の様々な手法を検討するとともに、「寄付を通じて地域福祉の推進に参加する」という支え合いの視点に立った寄付文化の考え方を広く周知していきます。そのために、様々な場を利用し相手の多様な関心に合わせた各種寄付行為についての広報活動に努めます。

３－(３) 地域における福祉人材の育成と支援

「福祉は人」との発想のもと、地域福祉を担う人材の育成と資質向上を図るため、次代を担う子ども、学生等に対する福祉教育、社会人や退職した人に対する生涯学習を通し、地域社会への積極的参加を促し、地域特性や独自性がある２１世紀の地域福祉を支える人材の担い手を広げます。

① 市民活動やボランティア活動への支援

地域における福祉サービスの質を向上するためには、様々な市民活動やＮＰＯ法人等の参画が必要です。社会人、特に数年後に定年期を迎える団塊世代の退職後の生きがいづくりとして、生涯学習を通し福祉活動に積極的に参加できる環境を作っていきます。例えば、退職者でも気楽に参加できる活動人材の育成や、行政、市民活動グループ、ボランティア、ＮＰＯ法人等が互いに連携･協働するための情報の提供や場の確保を支援します。

平成１５年４月１日に開設した(財)かわさき市民活動センターにおいては、人材養成を含めた様々な形で市民活動やボランティア活動を支援しています。

また、川崎市社会福祉協議会が設置する「ボランティア活動振興センター」や各区社会福祉協議会の「ボランティアセンター」では、ボランティアグループの組織化を図り、継続的な活動を支援するためにボランティアグループ相互の連携を図り、適切な調整を行っています。そのための機能強化に向け、社会福祉協議会と連携を取りながら支援していきます。

② 学生のボランティア活動への支援

「学校教育法」「社会教育法」の改正により、青少年の学校内外におけるボランティア活動などの社会奉仕体験活動の促進が規定されました。小･中学校･高等学校の学童･生徒を対象にしたボランティア活動の普及を通し、社会福祉の理解と関心を深め、地域社会の連帯への啓発を図り福祉でまちづくりを進めます。社会福祉協議会では、その学校と地域の福祉現場との調整を図るコーディネート役として、様々な相談に幅広く対応するとともに、ボランティア活動の動向や先駆的活動の紹介を含め学校に情報提供し、広報･啓発の充実に努めていきます。

③ 総合的な福祉サービスを調整できる人材の養成

地域福祉を推進していくためには、地域住民が主体的に取り組むことと併せ、それぞれの個性と独自性を持ちながら、行政と民間の様々な主体がパートナーシップの関係の下に協働し、その役割を果たしていく必要があります。その様な地域福祉の推進のため、地域に根づいた日常の活動の中から、自治会等の地縁型･血縁型組織の取組みと、ＮＰＯなどの参加型・機能型組織の取組みを結び合わせ、総合的な福祉サービスを調整できるような、ネットワークの中心的役割を担う、地域福祉コーディネーターの養成に向け検討を進めます。

また、今後とも、生活ニーズや課題に対応する専門性を備えたボランティア等の人材養成を通じ、支援ニーズに則した人材養成、発掘、グループの組織化を目指す社会福祉協議会と連携し、市内ボランティア活動の効果的な振興を図ります。

現在、各区の社会福祉協議会が中心になり実施しているグッドネイバース(よき隣人)研修及びリーダー研修では、住民同士の支え合いを目的に自分たちの手で自分たちの住む地域を暮らしやすくするために、地域特性に富んだ福祉活動への参加を促すことが特徴です。地域における生活支援活動を促進するための人材養成として、地域住民の福祉活動への参加や地域福祉の醸成を効果的に促進するため、市民への福祉意識の啓発を図り、地域福祉を推進するための理解者や核となるリーダーを養成・組織化し、社会資源への発展を強化･推進します。

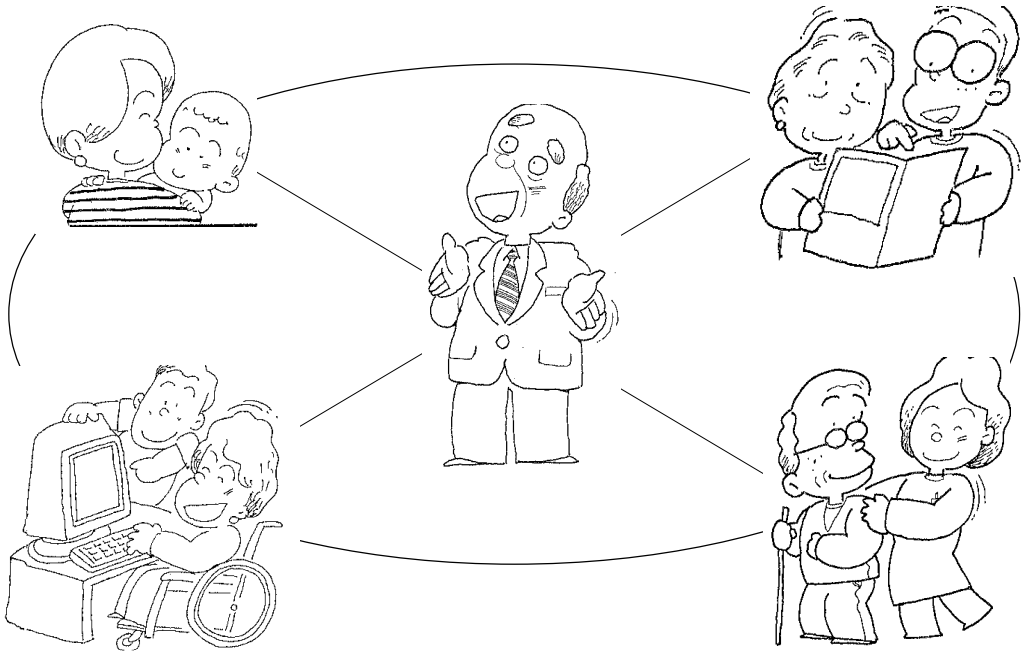

活力とうるおいのある地域づくり

障害の有無、性別、年齢に関わりなく、多文化など多様な出会い・交流

3 主体的な社会的活動への参加

1 誰でもが生き生きと自立した生活を送る

2 共に生き、共に手をつなぎ、心が通う

《住民》
- 子ども
- 学生
- 女性
- 男性
- 母親
- 父親
- 障害者
- 高齢者
- 外国人
- ・
- ・

2－(1)

総合的サービスによる地域ケアシステムの構築

① 健康増進と予防
- 健康づくり
- 生きがいづくり
- 介護予防
- ネットワークづくり

② 生活環境の整備：福祉のまちづくり
- バリアフリー
- ユニバーサルデザイン

③ ＮＰＯ等多様なサービス供給体制
- 市民活動等支援施策推進会議
  人材育成、資金、活動の場
  自主的管理運営拠点の確保

3－(1)

地域住民の連携と融合

① 交流の場の再発見
- 支えあいの場、発信の場
- 居場所づくり

② 町内会活動との連携
- 防災救護活動
- ボランティア等との連携融合

③ 福祉ネットワーク
- 連携と協働
  ＮＰＯ、民生委員等

個々のニーズ

福祉コミュニティ

広義のセーフティネット

《参画・協働》

3－(2)

社会参加の促進

① 社会的貢献と企業、商店街
- パートナーシップ、活動拠点

② 情報提供と市民活動活性化
- 地域ニーズの把握

③ 寄付文化の醸成

《支え合い》

1－(3)

地域におけるきめ細かいサービス提供

① 民間事業者への支援・指導
- ＮＰＯ、農協、生協

② 閉じこもり等社会的孤立の防止
- 民生委員、ボランティア等による見守り
- 会食、配食等交流活動
- ホームレス

③ ＤＶ等を含めた女性に関する相談支援
- 男女共同参画センター
- 人権オンブズパーソン

2－(2)

総合的な相談体制づくり

《生活ニーズ・課題発見》

① 総合相談窓口
- 保健福祉センター

② 社会福祉協議会の役割強化
- 生活全般の相談
- 今後のあり方検討

《制度化されたサービス》

日常生活を支える保健・医療・福祉などのサービス
- 施設整備

狭義のセーフティネット

2－(3)

保健・医療・福祉情報の提供システム

① わかりやすい情報提供、共有化

② プライバシーへの配慮

③ 総合的な情報提供の充実

1－(1)

サービス利用者の権利擁護と啓発

① 利用者の権利等の啓発普及

② 福祉的な権利擁護事業

③ 第三者評価事業

④ 苦情解決のための第三者委員

1－(2)

福祉従事者の育成と専門性の向上

① 幅広い専門性と資質ある人材

② 民生委員・児童委員への研修

3－(3)

地域における福祉人材の育成と支援

① 人材養成、ボランティアの組織化
- 社会人の生涯学習

② 学生ボランティア
- 総合学習

③ 総合的な福祉サービスの調整
- 地域福祉コーディネーター

３．地域福祉推進のための社会資源

「措置から契約へ」地域福祉の推進は、従来の行政中心、入所施設中心の時代から、公的制度の柔軟な対応を図りながら、ボランティア、ＮＰＯ法人、自治会、社会福祉協議会など非営利の民間団体や地域住民によるサービス提供など地域における様々な社会資源の特性を生かし連携・つながりを築くことによって、新たな「公」を創造していくことが求められています。

また、地域福祉推進のための社会資源として、地域にある既存の施設や設備、隠れた専門的な技術やすばらしい才能を持った人、情報や知識を持った人など地域課題を解決してくれる様々な資源が身近な地域に存在します。

（１）ＮＰＯ法人、ボランティア

本市には８０余りのＮＰＯ法人が活動をしており、そのうち約７０％以上が保健・医療・福祉分野で活動を担っています。ＮＰＯ法人と行政とは、「地域福祉の推進」と言った事業目的を共有していますが、ＮＰＯ法人と行政、ＮＰＯ法人と旧来組織である自治会や社会福祉協議会等とは、互いに相手の価値観に慣れておらず、すれ違いが生じております。その溝を埋めるためには「地域福祉推進」という共通目標に向ってそれぞれの特性を生かしながら、相互理解を深め対等な立場で「協働」関係を築く必要があります。

また、ボランティア団体は、自由な発想で活動する市民グループであり、（財）かわさき市民活動支援センターには６７０団体の登録があります。ボランティアは、利用者であり、当事者であり、担い手でもあることから、ＮＰＯ法人と同様に地域の福祉課題の情報を多数持っており、行政として「協働」関係を築くことが大切です。

（２）自治会、町内会

自治会、町内会活動は、ごみだしや防犯、葬祭事等地域に根ざした近隣の地域住民相互の連帯意識に裏打ちされた活動であり、地域の生活向上・交流促進など様々な課題に対処しています。地域の活性化という点からも、様々な人々が、世代を超えて活動に参加することによって、現在も地域福祉の大きな担い手になっています。

（３）社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する様々な団体等により構成されており、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な役割を担う団体として位置づけられています。行政とは地域の福祉課題や社会資源の状況や地域福祉推進の方向性を共有しており、地域で共通認識を持ち、これまで以上に地域福祉援助技術などの専門性を発揮し、協力関係を図って行くことが大切です。

なお、本市にはそれぞれ独立した法人格を有した川崎市社会福祉協議会と７区の社会福祉協議会があり、その下に３６地区社会福祉協議会が様々な形で地域福祉の推進役として事業を行っています。

（４）民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された地域の福祉活動の担い手であり、福祉行政の第一線として、地域住民の生活基盤に密着したきめ細かい活動を行なっています。その意味で、自らが地域住民である民生委員・児童委員は、地域住民に最も身近な地域を単位とした福祉活動を行っている存在であり、地域における福祉課題や生活課題を発見しやすい立場にあります。保健や医療、教育、都市計画、住宅など、地域に暮らす様々な領域の人々と連携し、すべての人が同じ仲間として日常生活を共に支えあう関係をつくっていくことが重要です。

そのことが、福祉コミュニティづくりであり、まちづくりの視点から地域福祉の推進役として期待されます。

川崎市民生委員児童委員協議会の下に９福祉地区民生委員児童委員協議会とその下に５４地区民生委員児童委員協議会があります。

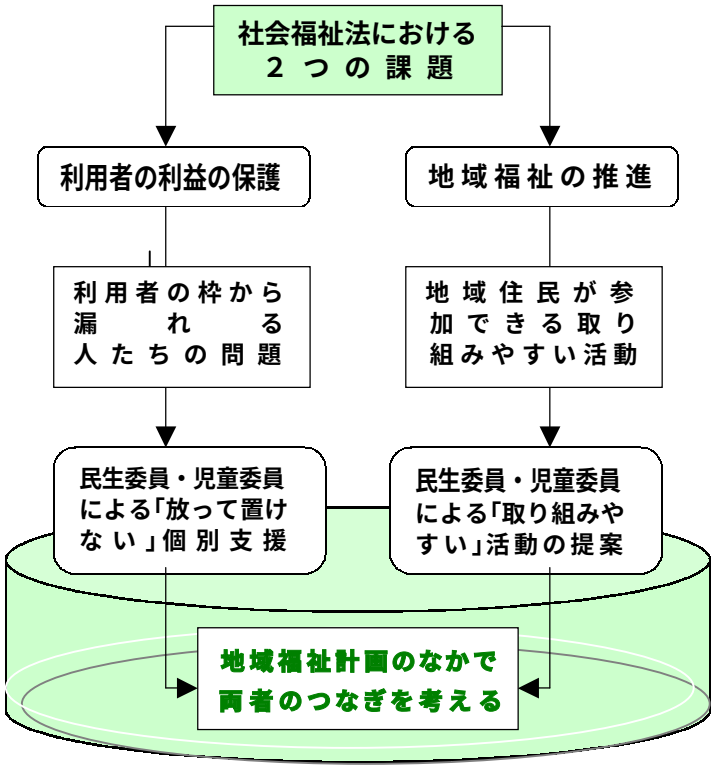

「民生委員・児童委員による新しい相談・支援活動のあり方に関する調査・研究報告書」より

（５）企業、商店街

企業自身による「子育てがしやすい就労環境づくり」に向けた取組みや社会福祉活動への参加は、地域社会の一員として「企業市民」「社会的貢献」といった言葉のように、あるいは「経営理念」「経営倫理」といったもっと大きな視点で考えても重要な位置付けを占めています。その意味でも、企業が保有している施設や設備を地域活動に提供することや、従業員自らが地元の福祉活動に参加したり、企業として様々な福祉活動を支援することなどが考えられます。

また、商店街は元来地域住民の生活に密着した存在であり、開かれた人と人との出会いの場であり、その分地域住民の生活に詳しく様々なニーズを持っています。現在の厳しい経済状況下のもと、商売を通して「地域福祉」をキーワードに色々なアイデアを出し合いながら、地域課題に答えていくことが必要ですし、そのことが地域の活性化にもなります。

（６）その他

・医療法人は、高齢者に対する在宅医療支援や乳幼児健康支援一時預かり等地域における医療の面から福祉をフォローしていますが、さらに連携を深めていく必要があります。

・学校は、総合的学習の時間やボランティア活動を通した大きな福祉教育の現場となりうる可能性があるとともに、社会資源としての場でもあります。

・農業協同組合による介護保険サービス事業や生活協同組合を母体とした非営利市民事業であるワーカーズ・コレクティブは、家事介護、施設、保育など多種多様な生活支援サービスを生み出しています。

・高齢者や子育て中の保護者で孤立化を防止し、地域で支える支援体制を図るため、組織化された当事者・介護者の会が増えてきています。

・建築費の補助、土地の貸与等の便宜が図られている社会福祉法人が運営する福祉施設における空きスペースや従事している人の活用等福祉資源の拠点、宝庫として施設外サービスへの進出を積極的に図ることにより、地域に開放された施設となることが大切です。